

社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業

	1. 生計困難者	2. 生活保護受給者	3. 生活扶助基準見直しに伴う 特例措置対象者
対象者	<p>住民税非課税世帯で、次の要件を満たしていると町が認める者</p> <p>①年間収入が150万円以下(世帯員1人ごとに50万円を加算)</p> <p>②預貯金等が350万円以下(世帯員1人ごとに100万円を加算)</p> <p>③日常生活に供する資産以外に資産がない</p> <p>④利用料等の負担能力がある親族に扶養されていない</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない</p>	生活保護受給者	<p>下記①かつ②のうち、引き続き本事業に基づく軽減対象者に該当する者</p> <p>①平成25年8月1日及び平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護が廃止された者</p> <p>②廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護(予防)サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者</p>
軽減対象となる費用	<p>次のサービスに係る1割負担、食費、居住費 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス</p> <p>※1 介護予防サービスがある場合も含む。 ※2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービスは、<u>特定入所者介護サービス費の利用者負担段階が第2段階の者は、1割負担の軽減の対象とならない。(枠外の注意書き参照)</u></p>	<p>次のサービスに係る居住費(従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室に限る。) 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス</p> <p>※介護予防サービスがある場合も含む。</p>	<p>次のサービスに係る1割負担、食費</p> <p>1. 生計困難者と同じ</p> <p>次のサービスに係る居住費</p> <p>2. 生活保護受給者と同じ</p>
軽減割合	<p>原則 1/4 (老齢福祉年金受給者は 1/2)</p>	<p>全額(補足給付等の支給後の額)</p>	<p>・1割負担、食費 原則 1/4 (老齢福祉年金受給者は 1/2) ・居住費 全額(補足給付等の支給後の額)</p>

※2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスは、特定入所者介護サービス費の対象とならないので、「高額介護サービス費の利用者負担段階が第2段階の者」に読み替えるものとする。